

ポール・パイヤ著 藤井良治訳

『老年の社会学』・(*Sociologie de la Vieillesse*)

白水社 昭和49年 138 xii ページ

上 村 政 彦

I はじめに

本書は Paillat, P., *Sociologie de la vieillesse* の翻訳である。原著者ポール・パイヤ氏はフランス国立人口問題研究所の所員で、老人問題を担当しており、第5次(1966~70年)および第6次(1971~75年)の経済社会発展計画の策定に当たっては老人問題作業委員会の一員として参加している。このほか訳者藤井良治氏(亜細亜大学)によると、パイヤ氏は1920年生まれで、グルノーブル大学とパリ大学で法律を学び、国連職員としてジュネーブの欧州本部およびニューヨーク本部に勤務した経験をもっているといわれるが、詳しいことは不明である。

II 本書の概要

本書の構成は大きく分けて5章からなっており、序文とあとがきが前後につけられている。

(1) 第1章「人口学的統計と老齢化」では、フランスの人口老齢化についての過去の推移、現状、そして将来の展望がとりあげられ、老人問題解明の前提となる人口学的分析が行われている。一般的平均余命が伸長するなかで、フランス人の平均的結婚持続期間は長期化し、現在の39年がやがて46年となることが予想され、古くから使用されている「銀婚式」とか「金婚式」という呼び方の希少価値が大きく低下することになるという指摘は面白い。

ところで人口構造の将来推移については、死亡率が減少し出生率が一定であると仮定したうえで、全人口を20~59歳、60~64歳、65歳以上の3グループに分け、扶養人口(あるいは活動人口)と被扶養人口の将来を予測している。これによると1980年に3グループの構成比は75.2%、4.4%、20.4%となり、とくに65歳以上人口の増加が著しい。もっとも全人口中に占める60歳以上の高齢者の割合は現状以上に悪化することは考えられず、やがて老齢化傾向は安定化するものとみられている。

(2) 第2章は「生活手段と生活様式」で、ここでは老人の「所得と消費」、「職業活動」をはじめ、「住宅事情」、「余暇と社会への融合」などの問題がとり扱われ、フランスの老人たちが置かれている困難な現状が概括的に明らかにされている。

「所得と消費」の項では、高齢者の一般的所得水準が低いこと、最低生活を保障する制度的措置(老齢手当と補足手当の制度)の水準が最低賃金(SMIG)の43%にしかならないことが明らかにされ、合わせてINSEEの調査資料を用いて年齢階層別の消費構造をみながら老人たちの消費行動に触れている。

老人の「職業活動」についてはさらに後に独立の章(第4章)でとりあげられており、この問題を重視する態度がみられるが、ここではフランスの産業活動に高齢労働力がどの程度活用されているか、そしてそこにどのような問題が生じているかが分析されている。一つの焦点となっているのは農村における高齢労働力の問題である。農村では若者たちが農業に失望して土地を離れ、都会へ流出する傾向が強く、高齢者がいつまでも農業に従事しなければならなくなっている。この現象は農村の極端な老齢化をもたらすと同時に近代化の流れに「おくれ」をもたらすことになっており、わが国と同じく農村問題の深刻さがうかがわれる。

同じことは老人の「住宅事情」にもみられ、都市の住宅難やアパートの狭さのため老人たちは若夫婦やその子どもたちとの同居のなかでつらい思いをさせられている。すなわち「同居の利点はなくなり、不便だけが残し、家庭は年老いた両親だけでなく、家族みんなが悩む激しい緊張の場になっている」といわれる。

(3) 第3章は「退職と年金」で、当然ながら本書ではこの項にもっとも力点が置かれている。全体は年金制度の現状と年金制度改善のための政策との二つに分かれる。

まず年金制度の現状については、拠出年金制度、協約による補足年金制度および無拠出の老齢手当制度の3部門に分けて説明が行われ、拠出年金制度は一般制度、特別制度および非被用者の制度に分けて叙述されている。

ここではこれらの各々についての詳細な紹介は省略し、特徴的な点をめぐっていくつかあげておこう。

第1はもっとも代表的な拠出年金の一般制度についてである。一般制度はまだ必ずしも成熟化を遂げていない。従って30年間の被保険者期間をもつ完全年金の受給者数は必ずしも多くはなく(年金制度間の通算制度がないこともその一因)、さらに年金額の算定基礎となる賃金に設けられた上限額が低く抑えられているため、年金給付の水準は低い。このような低水準の拠出年金制度を補完するために、一方で労使間の協約による「補足年金」の制度が発達しており、他方では国民連帯基金による「補足手当」の制度が低額年金受給者の最低生活を保障する機能を果たしている。

第2は年金の特別制度についてである。国や地方の公務員、鉱山労働者、鉄道従業員、そのほか電力・ガス、水道など国営企業の従業員やオペラ座団員までを対象として、大小さまざまな職域ごとの多数の特別年金制度が設けられている。これらの特別制度は一般制度に比して歴史が古く、概して制度の成熟化がすすんでおり、また年金額の決定に最終報酬が利用されることもあって、年金給付の水準はかなり高くなっている(年金の最高限度額は一般に最終報酬の75%)。しかしながら反面、これらの制度では年金受給者数が増加するのに対して拠出者たる被保険者数が減少しており、それぞれの制度の年金給付費負担は相当な重荷となってきた。鉱山労働者の年金制度のごときはすでに1959年から年金受給者数が被保険者数を上回っている。

第3に、年金の一般制度あるいは数多くの特別制度はそれぞれに年金年齢その他の年金受給要件、あるいは年金額の計算方法などを異にしており、フランスの年金制度はきわめて複雑である。ところで特別制度の被保険者あるいは年金受給者の集団は、これまで彼等の目に「既得権」の侵害であると映るいっさいの措置に強く抵抗してきたために、年金制度全体の複雑さはほとんど解消されないままとなっており、制度間の通算制度も実現していない。このような事態は転職の妨げとなり、「外部での昇進の機会を失なわせ、現状改善の意思や向上心を萎縮させている」といわれる。

さて後半の政策に関する部分であるが、今後の年金政策の焦点は、著者によると、低い年金水準の改善と制度の統一を目指すものでなければならないとされ、具体的には年金年齢、年金額および財源の三つが取り上げられている。

年金年齢については、理論的にはその国の生命表と人

口構造とを考慮して決めなければならないが、実際には年齢を絶対的基準として使うべきではないとされている。従って一部にみられる定年制を廃止しながら在職年金制を活用して、年金年齢については年金制度に柔軟性をもたせるべきであるとしている。注目を惹くのは年金年齢に関する男女間の開きについての著者の考え方である。著者はILOの勧告にもかかわらず年金年齢を女子に有利に設けることは人口学的におかしいとしている。

年金額についてはその引上げを目的とする改善策を提案し、これまでの年金額の計算方法を改めるべきであるとしている。すなわちこれまでの計算方法では30年間の被保険者期間がある場合に年金受給申請前10年間の平均賃金年額が計算の基礎とされた(60歳受給開始でその20%、65歳受給開始でその40%)。この方法では30年を越える職業活動の期間が無視されることになり、また過去10年間の平均賃金年額では低下傾向にはいる高齢期の賃金額が算入されることとなり、結果的に年金額が抑えられることになる。これらの問題点を排除するため、著者は、拠出年金制度の年金額の決定に年金点数方式(協約による補足年金制度が採用するもの)を導入すべきであるとしている。付言すると、この点については73年の法律によって行われた制度改定によりその趣旨の一部が実現されている。すなわち74年1月1日から年金額算定の基礎となる過去10年間の賃金は直近の10年間ではなく、被保険者全期間中もっとも高額となった10年間分の平均賃金年額とされることになった。

最後に年金制度の財源についてであるが、一部には年金支出の増加傾向に対処するとともに、各年金制度間の給付格差を是正して公平を実現するためには年金制度の財源を国費でまかなうよう改めるほかないという見解がみられる。著者はこれに否定的見解を示し、運営技術の効用という点からするとこのような財源政策は万能薬ではないし、問題の解決に安全な方法とはいえないとしている。そして「一度予算に組み入れられると、年金支出は縮小されないまでも、少なくともブレーキがかかるか、他の公共支出費目に比べて不利な取扱いを受けるおそれがある」とするのである。

(4) 第4章では老人の「職業活動」がとりあげられている。職業活動はいうまでもなく老人たちの精神的、肉体的均衡にとって重要な意味をもっている。ところで1970年から80年までの人口予測によると、20~64歳の生産活動人口は8%しか増加しないのに対して65歳以上の高齢人口は15%増加するとみられている。このことは単に労働力不足ということにとどまらず、さらには

年金支出が増加し、その費用負担が難しくなることを意味している。そこで著者は、あらゆる職業に老人たちを気持ちよく迎え入れた方が得策であるという。しかしだからといって老人の労働が若年層の昇進や向上心を抑え、世代間の緊張関係をつくり出すことは避けられなければならない。著者は、老人の労働能力を有効的に活用するため、このような困難ないくつかの要素を調整する手段が必要となり、その場合「協力の精神」と「柔軟性に対する配慮」とが要求されるとし、具体的には労働期間の延長を促進するための手段や、老人のための「特別の仕事」などに触れている。なお、老人の雇用を促進するに当っては生産性中心の一率の最低賃金制ではなく、職種別の最低賃金制を設けて老人を雇用する企業側の労務費負担に配慮を加える必要があるとしている。

(5) 最後の第5章は「社会保護」である。ここでは前半で法令にもとづく老人のための扶助（現金扶助と現物扶助）ならびに公私の地方団体によって行われる任意扶助の制度が概括的に説明され、後半では在宅老人サービスと施設収容サービスに分け、その現状がどのような状況にあり、その改善のためどのような努力が払われなければならないかが明らかにされている。ところで老人のための現実のサービスのなかでもっとも深刻な状況にあるのは施設収容サービスである。たとえば救護院の大部屋に健康な者と病弱な者が雑居させられたり、あるいは夫婦が別々の部屋に入れられたりしていることが明らかにされており、また病院については入院患者の1/3が老人によって占められているため病院本来の機能がそこなわれていることが指摘されている。著者は、これらの現状を改善するために、救護院を「退職者の家」に組み替え、より人間的な施設とする方向に多大の努力が払われるとともに、退職者の家のなかに診療所を併置して病院の負担を軽減するような政策が今後推進されなければならないと提言している。

III 結 び

以上本書の内容を全体にわたって概括的に紹介してきたが、すでに明らかなように「書評」というよりもっぱら「紹介」に終始した。最後に読後の感想などを述べ結びとしたい。

全体として感じられることは、ここで明らかにされているフランスにおける老人問題の現状、そしてそのために要請されている高齢者政策がわが国の場合に共通するところが少なくないということである。

ところで人口の老齢化という点でみると、60歳以上の

老齢者数はフランスの場合すでに1960年前後に全人口の18%を占めるに至っており、人口老齢化のピークはわが国に比して20年以上も早期に到来しているのである。フランスにおける老人問題の実態がいかなるものであるか、あるいは問題解決のためにどのような政策がとられ、あるいはとられようとしているかは、これから高齢化社会へはいろいろとしているわが国にとって貴重な参考資料を提供するものであり、本書はわれわれに有益な示唆を与えてくれるといわなければならない。

本書はクセジュ文庫の一冊として刊行されたものであるが、原著者の簡明な叙述と翻訳者藤井良治氏の手なれた訳、平易で適切な言葉づかいのため、この一冊でわれわれはフランスにおける老人問題とそれに対応する高齢者政策をかなりのところまで理解することができる。ただ、年金制度をとり扱った第3章には一般の読者にとって理解困難なところがあるかもしれない。しかしそれはフランス年金制度の理解困難な複雑さに由来するものであって、原著者あるいは翻訳者の責任とは無関係である。とはいえ年金制度が老人問題にとって重要な側面であることを考えると放置できないわけであり、さしあたり厚生省年金局編「各国の年金制度」（厚生出版社）あるいは近刊予定の黒住・中鉢・松本編「老齢保障論」（有斐閣）に収載されたフランスの項など参考にされることをおすすめする。

あわせて本書に関連するフランスの文献2冊を紹介しておこう。その一つは1962年に発表された「老人問題研究委員会」（別名をラロック委員会ともいい、パイヤ氏も参加）の報告書 *Politique de la vieillesse* (*La Documentation française*) で、本会にもふんだんに引用されている。この報告書は10年後に到来する高齢化社会の深刻な段階を予測して、老人の職業活動、年金、社会扶助、医療、教育などを包括的にとりあげ、現状分析ととられるべき政策の提言を行ったもので、438頁に及ぶ貴重な文献である。この文献の邦訳はまだないが、健保連「調査時報」No. 41がその一部を邦訳して掲載している。

もう一つの文献は原著者パイヤ氏の最近の著書（共著）*Conditions de vie et besoins des personnes âgées en France*, (*Press universitaires de France*) である。これはパイヤ氏の指導のもとに行われた農村部における老人の実態調査結果をまとめたもので、老齢化の著しいフランス農村の実状を知るに貴重な文献である。

（うえむら まさひと・名古屋市立大学助教授）